

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令和 5 年 (行ツ) 第 2 9 0 号 令和 5 年 (行ヒ) 第 3 2 6 号
決 定 日	令和 5 年 1 1 月 2 4 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	尾 島 明 三 浦 守 草 野 耕 一 岡 村 和 美
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所令和 3 年 (行ケ) 第 8 号, 第 1 3 号 (令和 5 年 4 月 2 1 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 阿 部 真 二 印

当 事 者 目 録

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 告 人 兼 申 立 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

上 記 11 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

被 上 告 人 兼 相 手 方

同 代 表 者 委 員 長

同 指 定 代 理 人

王 子 コ ン テ ナ ー 株 式 会 社

氏 名 略

森 紙 業 株 式 会 社

氏 名 略

ム サ シ 王 子 コ ン テ ナ ー 株 式 会 社

氏 名 略

関 東 パ ッ ク 株 式 会 社

氏 名 略

常 陸 森 紙 業 株 式 会 社

氏 名 略

長 野 森 紙 業 株 式 会 社

氏 名 略

群 馬 森 紙 業 株 式 会 社

氏 名 略

新 潟 森 紙 業 株 式 会 社

氏 名 略

仙 台 森 紙 業 株 式 会 社

氏 名 略

静 岡 森 紙 業 株 式 会 社

氏 名 略

北 海 道 森 紙 業 株 式 会 社

氏 名 略

大 東 泰 雄 ほか

公 正 取 引 委 員 会

古 谷 一 之

榎 本 勤 也

これは正本である。

令和5年11月24日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 阿部 真二